

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
行政指導担当名	同上
行政指導の名称	汚染土壌処理業の許可の申請に関する事前協議
関連する 他局の名称	
概要	汚染土壌処理業の許可を受けようとするものは、土壌汚染対策法第22条第1項又は23条第1項の許可の申請に先立って、汚染土壌処理施設に係る計画の関係住民への説明等を行い、市長への事前協議が必要です。
根拠となる要綱等	大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱3条から6条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000055830.html)
行政指導指針	<p>[要綱の概要]</p> <p>申請予定者は、その申請前に次のことを行うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係住民への説明会の開催等 関係地域内において汚染土壌処理施設の設置計画等の縦覧、住民説明会の開催及び環境の保全上の意見の聴取等を実施するものとし、その実施にあたっては縦覧期間及び場所、説明会の開催日時及び場所を事前に市長に通知するものとします。 2 市長との協議 <ul style="list-style-type: none"> ○1の終了後、次の事項について記載した事前協議書を市長に提出し、協議を行うものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌処理施設の設置計画等に関する事項 ・関係住民への縦覧、説明会に関する事項 ・意見聴取の結果に関する事項 等 ○市長は、申請予定者に対し協議の結果を書面により通知するものとします。 ○申請予定者は、申請にあたっては協議の結果を勘案し、必要な措置を講じるように努めるものとします。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000055830.html
備考	